

# 確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第9条第一号から第三号までに定める区分
登録番号	関東地方整備局長 第14号
登録の有効期間	令和6年10月21日から令和11年10月20日まで
氏名又は名称	一般社団法人 日本住宅性能評価機構
代表者の氏名	代表理事 山本 和明
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区代々木一丁目38番2号 電話番号 03-5358-8580
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価（新築住宅） 建設住宅性能評価（既存住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	すべての住宅
業務を行う区域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県 及び山梨県の全域
確認を行う住宅の種類	すべての住宅
確認を行う区域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県 及び山梨県の全域